

令和8年3月2日

組合員 各位

丸全昭和運輸健康保険組合における健康保険法第37条の規定による
任意継続被保険者に係る標準報酬月額について

健康保険法第37条の規定による任意継続被保険者の標準報酬月額については、当組合の管掌する健康保険の令和7年9月30日に於ける全被保険者の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬の基礎とみなしたときの額は、下記のとおりであるので公告する。

記

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1. 標準報酬月額 | 440,000円 |
| 2. 標準報酬日額 | 14,670円 |
| 3. 適用期間 | 令和8年 4月 1日から
令和9年 3月31日まで |

丸全昭和運輸健康保険組合
理事長 岡田 廣次

